

青少年の自立を 支える会 通信

第6号 平成10年7月28日

発行/青少年の自立を支える会
所在地/宇都宮市南大通り4-2-18
☎・FAX 028 (651) 0161
発行責任者/伊達悦子
編集責任者/福田雅章

専任ホーム長となって

「星の家」ホーム長 星 俊彦

去る6月30日、私はこれまで勤務してきた児童養護施設を退職いたしました。

これからは「星の家」と「青少年の自立を支える会」の仕事に専念させていただくこととなります。これもみなさまのご支援の賜物と深く感謝いたしております。

昨年の9月に「星の家」がオープンして以来、どうしても家にいる妻の方に負担がかかってしまい、大変な思いをさせておりましたが、これでようやく“ホーム長”としての責任を果たせるような形になりました。

とりあえず、家の中を整理し、気持ちを新たに子どもたちのケアに当たりたいと思っています。

夏が終われば、「星の家」ができてから1年になります。

いまさらこんなことを言うのも何ですが、「星の家」に来る子どもたちと生活を共にするというのは思った以上に大変です。いろいろな事件が起こります。手持ちの知識や方法ではどうにも対処できない。いままでの自分のままではやって行けないというような毎日の連続です。自分の欠点自分が突きつけられます。スリル満点です。私自身、思春期以来こんなに自分のことを考える日々は無かったような気がします。

そして、家族のこと。「星の家」がなかったら、こんなに妻や子への思いが大きくなったのだろうかとも考えるのです。これは私にとってありがたいことだと感謝しています。深夜、自分の子どもたちの寝顔を見て、心の安らぎをもらいながら、同時に「これからどうなって行くのだろう」と、ふと不安がよぎることもあります。でも、幸いなことに今のところその不安は、すぐに前向きの気持ちで解消されています。とにかく前に進んでいくしかないと思います。

家族への思いは入居している子どもたちへの思いにつながっていきます。

考えてみれば、入居している子どもたちも、私たち家族も、他に行くところがありません。みんなの気持ちバラバラにならないように、ここに住むすべてのメンバーにとって「星の家」が居心地の良いところであるように努めるのが“ホーム長”の大きな役割と言えるのでしょうか。

とは言っても、それはやっぱり簡単なことではありません。現状では、まだまだ生まれたばかりの「星の家」を維持するだけで精一杯と言わざるを得ません。いつかは、ゆとりを持って涼しい顔をして暮らせるようになりたいと思います。それが、ここに来る子どもたちにとってもきっと良いことだと思うのです。

でも、「まだ始まったばかりじゃないか」という気もするのです。5年後、10年後のことを考えながら、着実に経験を積んで行きたいと思っています。



『第4回全国自立援助ホームセミナー栃木大会』のお知らせ

趣旨

近年、青少年による犯罪の多発や薬物乱用、性をめぐる問題等、青少年が直面する問題が深刻化し、その対応は緊急の課題となっている。この課題に取り組むために、家族、学校、職場、地域社会、関係機関はどのような役割を果たすべきなのだろうか。

自立援助ホームは、児童福祉施設を退所したり、あるいは虐待を受けるなどして「大人」になることができずにいる子どもたちの最後の拠りどころとしてその発展が期待されている。今、青少年の健全育成にとって多くの示唆に富む実践を展開しているのが自立援助ホームである。

このセミナーを通して、広く一般に心に傷を負った子どもたちへの社会的援助の必要性を訴え、自立支援体制の基礎を強化するためのネットワークづくりに向けた確実な一歩をしるしたい。

主催 全国自立援助ホーム連絡協議会 特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会

日時 平成12年3月11日(土) 10:00~16:15 (9:30~受付)

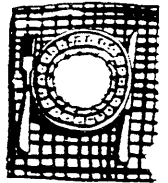
場所 とちぎ健康の森 講堂(宇都宮市駒生町3337-1 TEL028-623-5858)

参加人数 300名を予定 参加費 無料

申込み 自立援助ホーム「星の家」 TEL/FAX 028-651-0162

〒321-0963 宇都宮市南大通り4-2-18

※氏名・住所・電話番号・所属、当日の昼弁当の注文(必要かどうか)を記入し FAX又は郵送で上記までお送りください。



開催プログラム

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 10:00 | 開会挨拶 遠藤 浩(全国自立援助ホーム連絡協議会代表) |
| | 趣旨説明 武田陽一(東京都経堂憩いの家代表) |
| 第一部 | |
| 10:30 | 基調講演「自立援助ホームを全国に」 |
| | 講師 藤野興一(社会福祉法人 鳥取こども学園) |
| 第二部 | |
| 13:00 | シンポジウム「子どもたちの自立を支えるために」 |
| | シンポジスト 遠藤 浩(横浜市自立援助ホーム えんどうホーム) |
| | 秋場 博(栃木県中央児童相談所所長補佐兼判定指導課長) |
| | 須藤光弘(宇都宮市立星が丘中学校校長) |
| | コーディネーター 伊達悦子(作新学院大学女子短期大学部教授) |



青少年の自立を支える会に、ご意見をお寄せしたい方は、事務局までお願いします。
募集しています。✍

《支援の必要な子ども達に思う》

私にとって星の家ホーム長の星俊彦さんも、そして奥さんの美帆さんも共に児童養護施設で一緒に働いてきた仲間です。その星さんから原稿の依頼を頂きました。どのような内容の原稿を？、と尋ねますと児童養護施設の勤務経験を踏まえて何か、とのことでした。私は児童指導員としてほんやりと子ども達に関する様々なことを考えてきましたが、その中の一つに楽しく育っていない子どもが広く一般家庭にも増えているという実感がありました。

例えば在籍している中学生が友だち（ほとんど優等生はいない）を連れてきた時など、ありあわせの物で昼ご飯などを勧めると、彼らはきちんと調理された食事、大人の想いのこもった食べ物を採っていないのがその食べっぷりのよさから容易に想像がつくのでした。また顔と名前が一致する親しさくらいになって、手伝いなどを頼むとむしろ喜んで手伝いをしてくれたりもするのでした。面と向かっての心の交わりから遠ざかっている様子でした。むろん隠れての喫煙や夜間の無断での外出等などには、在籍の子ども達と共に彼らも旺盛に関わっていたので楽なことはかりではありませんでしたが、それでも彼らの不適応行動に潜む寂しさはわかりました。彼らの家に無断外出の子どもを探しに行った時など、その雑然さとともに家の中に保護者・家族の温かみが無いことに胸が痛みました。

彼らと同じように長じて自立できるまで多くの支援の必要な子ども達が増えています。青少年の犯罪の多発、薬物濫用そして無就労等といった青少年問題の背景には、このような生育環境が共通しています。青少年の自立を支える会通信第10号、11号に曾根先生をはじめ横浜市自立援助ホーム長遠藤さんからかまどめてくださったとおりにしたいと思います。

残念なことに凶悪犯（強盗・殺人・放火・強姦）、粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）に占める少年の比率が増えています。少年人口（14～19歳）の減少率からすればきわめて厳しい状況です。

少年非行の地域性も都市部に限定されず全国的広がりを見せています。また、非行歴のない少年達の凶悪犯・粗暴犯による補導率も上昇しています。いわゆる「突然切れてしまう少年」の増加です。

このような子ども達に提供しなくてはならないのは、星の家で子ども達に示そうとしている「失敗してしまったり、倒れそうになった時はいつでも帰ってこられるような安心感のある場の提供」なのです。

今後とも星の家の実践に学びつつ、私も子ども達への支援を続けたいと考えています。

（資料：警察庁資料平成10年6月より作成）

資料①

凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）及び粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）の
検挙人員に占める少年の推移

少年(14-19歳)人口(千人)	11962	11878	11647	11333	10903	10463	10068	9732	9486
三(11-19歳)人口(千人):1989年を100とする	100	99.3	97.1	91.7	91.1	87.5	84.2	81.4	79.3
凶悪犯に占める少年の比率	25.9	22.8	24.6	25	22	25	24.3	27.4	34.1
粗暴犯に占める少年の比率	40.3	39.8	39.3	39.2	38.8	38.4	41.3	42	44.5

資料②

全国的な非行少年の広がり(刑法犯少年補導人員)

(地域)	平成7年	平成9年	増加数	増加率
六大都市(東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸)を含む都府県	52,553	59,823	7,270	13.80%
(1)六大都市以外の政令指定都市を含む道県	38,666	47,136	8,465	21.8
(2)政令指定都市を含む都府県を除く首都圏及び近畿圏	35,030	45,871	10,841	30.9
その他	126,249	152,825	26,576	21.1
全国				

※全国47都道府県別に見ると、平成9年の少年による凶悪犯補導人員の対前年比増加率が、全国平均を上回ったのは、21府県に達する。

資料③

非行歴のない凶悪犯・粗暴犯による補導

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
凶悪犯による補導(人)	508	500	433	476	508	547	637	624	758	1018
凶悪犯による補導(比率)	40.7	40.8	40.2	41.3	43.1	47.8	46.1	48.3	50.7	47.8
粗暴犯による補導(人)	10379	9679	9033	8305	8206	8402	8239	8717	9213	10468
粗暴犯による補導(比率)	52.9	53.4	54	54.7	54.1	56.1	56.2	56.4	59.2	58.2



